

23 水港第 3047 号
国都安第 38 号
国都市第 345 号
平成 24 年 4 月 2 日

関係地方公共団体 あて

水産庁漁港漁場整備部計画課長

国土交通省都市局都市安全課長

国土交通省都市局市街地整備課長

東日本大震災の被災地における水産基盤整備とまちづくり事業との連携について
(技術的助言)

昨年 3 月に発生した東日本大震災においては、数多くの市街地や漁業集落が大津波による甚大な被害を受けたところであり、現在、各被災市町村においては復興計画を完了し、同計画に基づき各被災地区において具体の復興事業の実施に向けた様々な取組みが進められているところである。平成 23 年度補正予算で措置された復興交付金の交付対象事業のうち、漁業集落防災機能強化事業（以下「漁集事業」という。）及び漁港施設機能強化事業（以下「漁港事業」という。）等の水産基盤整備と、防災集団移転促進事業（以下「防集事業」という。）及び土地区画整理事業（以下「区画整理事業」という。）等のまちづくり事業は、いずれも津波被害を受けた市街地や漁業集落等の復興に有効な事業制度であり、多くの被災市町村で活用が検討されているところである。

一方、これらの事業制度はそれぞれ独自の目的を達成するために整備されたものであるため、①漁集事業においては被災地区の用地取得に対する支援は当該土地が水産又は公共の用に供する場合に限られ、集落外に移転する被災者の住宅再建に対する支援措置がない、②防集事業においては被災地区における移転跡地の活用に対する支援措置がない、③漁港事業においては嵩上げ対象が漁港施設とそれと一体となった漁港区域内の水産加工団地に限られる、④区画整理事業においては土地の嵩上げに対する補助が認められているものの、一定以上の計画人口密度等の要件がある等、支援内容もそれぞれの事業制度の目的に即した特徴を有している。このため、単一の事業を適用しただけでは被災地の多様な復興ニーズに対して的確に適応できないような場合も想定され、そのような場合にはこれらの事業の特徴を踏まえた適切な組み合わせが有効であることから、水産基盤整備とまちづくり事業との連携の具体例や連携に当たっての留意点等を取りまとめたので参考とされたい。

なお、関係道県におかれては、貴管下の被災市町村に対しこの旨周知いただくようお願いする。

記

1 水産基盤整備とまちづくり事業との連携体制について

漁業集落や水産加工団地を含む市街地の復興を迅速かつ効果的に実施するには、課題の整理、復興方針の検討、事業手法の選択、事業計画の作成、事業の実施等の様々な段階において水産・漁港整備担当部局とまちづくり担当部局との緊密な連携が重要であり、両部局の職員を構成員に含むチームを作り一丸となって取り組む等の方法が有効である。

2 水産基盤整備とまちづくり事業との連携について

漁業集落や水産加工団地を含む市街地の復興に当たっては、被災者の居住の安全の確保とともに漁業活動や漁港との関係を踏まえた漁業集落としての一体性や地域水産業再生の視点が重要であり、被災地の復興ニーズに応じて水産基盤整備とまちづくり事業との様々な連携の形があり得るが、典型的なものとして以下のような連携が想定されるので、別紙と併せて参考とされたい。

(1) 水産基盤整備（復興交付金：漁集事業及び漁港事業）と防集事業との連携

漁集事業及び漁港事業と防集事業との連携については、例えば地盤沈下により漁港施設が被災し、かつ、半数程度の住宅が津波に襲われた漁業集落において、

①漁港事業が漁港施設用地の嵩上げ等を担う

②防集事業が嵩上げによる安全確保が困難な区域に居住する被災者のための高台における住宅団地の整備と住宅再建支援を担う

③漁集事業が津波被害を免れた居住地の防災対策の強化、津波被害が軽度であった居住地の嵩上げ、住居移転跡地を活用した水産関係施設用地の整備、漁業集落と住宅団地とを結ぶ避難路の整備等を担う

ことにより、危険な区域にある住宅の高台移転と漁業集落の漁業生産機能及び防災機能の強化を円滑かつ効率的に進めるとともに、上下水等の生活インフラや防災安全施設等の整備を効率的に実施することが想定される。

(2) 水産基盤整備（補助金：第3種漁港等県営漁港を対象）と区画整理事業との連携

水産基盤整備と区画整理事業の連携については、例えば第3種漁港等の水産加工団地を含む漁港区域において区画整理事業の換地手法を用いて土地の交換分合を行うことにより、水産加工施設用地の集約化や嵩上げ、公共施設の整備を一体的に実施することが想定される。この場合、水産加工団地の嵩上げ、排水対策、用地の一時取得を含む整備については水産基盤整備で担い、それ以外については区画整理事業で担うことにより、被災地の復興ニーズに対応した産業生産機能及び防災機能の強化を円滑かつ効率的に実施できる。

3 水産基盤整備とまちづくり事業との連携に当たっての留意点

(1) 漁集事業による水産加工施設用地等の整備は、移転跡地において無制限に実施できるものではなく、真にそれらの施設等が必要で、かつ、確実な所要面積の見積もりに基づくものである場合に限られること。なお、漁集事業は安全な居住地の確保と漁業集落の防災機能の強化を図る事業であることから、集落の嵩上げ・移転や防災安全施設の整備等を総合的に実施することを意図しており、移転跡地のみの整備は事業の趣旨に合致しないことに留意すること。

(2) 漁集事業は、漁業者が多く居住する漁業集落を主な対象としているが、都市計画区域内で実施する場合には市町村等の都市計画部局と十分な調整を図ること。

- (3) 住宅団地の整備は漁集事業又は防集事業のいずれの事業により実施しても構わないが、防集事業では住宅団地における住宅敷地の平均面積が330㎡に制限されていることを踏まえ、住宅団地を漁集事業で整備する場合であっても、移転者に対して防集事業の住宅建設等補助（住宅建設等に要する資金の借入利息補助）を行うのであれば、住宅団地における住宅敷地の平均面積は330㎡以下とすること。なお、被災前に敷地内にあった作業小屋等と同様のものが必要な場合には、共同作業所を敷地外に設置する等の工夫により住宅敷地の平均面積を330㎡以下とすること。
- (4) 防集事業により移転前の宅地を取得する場合には、移転跡地は必ず建築基準法第39条に基づく災害危険区域として条例により必要な建築制限を行うこと。この場合、必ずしも全ての建築物の建築を禁止する必要はなく、「風水害による建築物の災害防止について（昭和34年発住第42号）」及び「津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について（技術的助言）（平成23年11月17日国住指第2570号）」を参考としてきめ細かな対応を図り、移転跡地の有効活用と産業再生等を阻害することがないように留意すること。
- (5) 区画整理事業の施行者は水産業の早期復興の観点から、水産加工施設の早期着工ができるよう、早期に使用収益開始を図るため、起工承諾等の活用や段階的な仮換地指定など特段の配慮を行うこと。
- (6) 既存の水産加工団地において、街区の再編や公共施設の整備を実施する場合には、先行して水産加工団地を水産基盤整備により嵩上げし、別途区画整理事業を活用することが想定される。この場合、両事業のスケジュール等について齟齬がおきないように留意すること。
- (7) 水産基盤整備の施行者は、水産加工施設等の早期再建のため、①漁港区域拡大の手続きと並行して地元調整や測量設計を実施する、②関係者の合意が得られたブロックから順次工事に着手する、③岸壁等の復旧に先行して嵩上げ等工事を実施するなど弾力的な対応を図ること。
- (8) 水産加工団地の嵩上げは水産基盤整備で行う場合と区画整理事業が水産基盤整備の費用負担を受けて行う場合が想定されるほか、漁集事業と防集事業との連携においても宅地造成、道路や飲用水供給施設等の公共施設整備を分担して行うことが想定されることから、それぞれの事業の役割分担や資金管理等に留意すること。
- (9) 住宅団地の造成に伴って発生した土砂を漁業集落内の居住地の嵩上げや漁港の地盤沈下対策に活用するなど、環境負荷の低減と工事費の削減に配慮すること。
- (10) 第3種漁港等における水産加工団地の復興整備に当たって、当該漁港に近接する被災市町村が施行する防集事業の住宅団地の造成に伴って発生する土砂を活用することにより全体の事業コストの低減を図る等の連携も想定されるので、第3種漁港の管理主体等が中心となって市町村を超えた連携体制を整備することが有効である。